



トレーラーによる廃液運搬

質 問

①相談者：産廃収集運搬業者

②相談案件：トレーラーによる廃液運搬

③相談内容：

- ・廃液のタンクをトレーラーにて埠頭まで運ぶ際に、船舶の運航上の都合で一時仮置きをする。これは保管積替え行為に該当か。
- ・同様に埠頭に運ぶ前に夜間駐車場に一晚駐車し留置する行為は保管積替え行為に該当するか。

回 答

廃油を密閉性タンクに積載した車両が、そのまま船舶に乗船するために、船舶積み込み時まで、留置保管する行為は、連続性のある収集運搬行為である。

埠頭まで運搬する過程で、運転手が夜間に休息を取るための一晚駐車・留置する行為は収集運搬行為として連続性を有しており保管積替え行為とはならない。

